

令和3年10月26日

総務大臣

金子 恭之 殿

日本放送協会

会長 前田 晃 伸

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更に関する
認可申請について

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準を変更することとしたいので、放送法第20条第9項及び放送法施行規則第12条の3の規定に基づき、下記のとおり認可申請します。

記

1 変更しようとする実施基準及びその概要

実施基準の変更内容は別紙「NHKインターネット活用業務実施基準 変更案」のとおりであり、業務に関する料金その他の提供条件等に関する規定について、所要の変更を行うもの。

2 変更しようとする理由

今後の業務の実施態様等を勘案して必要な見直しを行おうとするもの。

3 実施しようとする期日

令和4年4月1日

【添付書類】

- ・「NHKインターネット活用業務実施基準」の変更について～NHKプラスをもっと便利に、使いやすく～【2021年8月31日公表資料】（別添1）
- ・NHKインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とNHKの考え方【2021年10月26日公表資料】（別添2）

現 行	変更案
<p>(料金その他の提供条件)</p> <p>第15条 <略></p> <p>2 地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係る業務（以下総称して「<u>地上テレビ常時同時配信等業務</u>」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようにするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一 地上テレビ常時同時配信を行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、<u>地上テレビ常時同時配信</u>で提供している放送番組を表示し、その画面上に、<u>地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービス</u>の利用に際して協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージを表示する。当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさで表示するものとする。</p> <p>二 地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービスを利用しようとする者には、住所、氏名その他協会との受信契約を確認するために必要な情報を協会に提供することを求め、協会に対してこれらの情報を提供して利用申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対しては、<u>前号のメッセージをすみやかに消去してIDを一つ付与する</u>。利用に際して提供を求める情報の詳細は、<u>地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービスの利用規約</u>で定める。</p> <p>三 申込者は、IDを用いることにより、<u>地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信</u>を自ら利用することができるのに加え、自ら</p>	<p>(料金その他の提供条件)</p> <p>第15条 <同左></p> <p>2 地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係るサービス（以下「<u>地上テレビ常時同時配信等サービス</u>」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようにするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>一 地上テレビ常時同時配信等サービスを行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、提供している放送番組の画面上に、<u>当該サービスの利用に際して協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージ</u>を表示する。当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさおよび態様で表示するものとする。<u>その際、次号の利用申込みを行う意思を示した者には、利用申込みを促すために必要な情報を提供するように求めたうえで、通常とは異なる表示方法とすることがある。</u></p> <p>二 地上テレビ常時同時配信等サービスを利用しようとする者には、住所、氏名その他協会との受信契約を確認するために必要な情報を協会に提供することを求め、協会に対してこれらの情報を提供して利用申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対しては、IDを一つ付与する。</p> <p>三 <u>前二号に基づき</u>利用に際して提供を求める情報の詳細は、<u>地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約</u>で定める。</p> <p>四 申込者は、IDを用いることにより、<u>第1号のメッセージが表示されない状態で地上テレビ常時同時配信等サービス</u>を自ら利用することが</p>

現 行	変更案
<p>と生計をともにする者その他利用規約で定める者に利用させることができる。ただし、協会は、一つのIDで同時に利用できる配信ストリームの数に上限を設けることがあり、その場合、上限とする数は、実施計画において明らかにするとともに、<u>地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービスの利用規約で明示するものとする。</u></p> <p>四 次のいずれかに該当するときは、IDによる<u>地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信の利用の全部または一部を停止し、第1号の措置の状態に戻すことがある。</u></p> <p>ア <略></p> <p>イ <略></p> <p>ウ 申込者が付与されたIDを前号に定める範囲を超えて不正に利用させるなど、<u>地上テレビ常時同時配信等業務に係るサービスの利用規約に定める条件に違反する利用を行ったことが判明し、受信料制度を毀損するおそれの程度に鑑みて協会が当該サービスの利用の全部または一部を停止することが適当と認めたとき</u></p> <p>3 <略></p>	<p>できるのに加え、自らと生計をともにする者その他利用規約で定める者に利用させることができる。ただし、協会は、一つのIDで同時に利用できる配信ストリームの数に上限を設けることがあり、その場合、上限とする数は、実施計画において明らかにするとともに、<u>地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約で明示するものとする。</u></p> <p>五 次のいずれかに該当するときは、IDによる<u>地上テレビ常時同時配信等サービスの利用の全部または一部を停止し、第1号の措置の状態に戻すことがある。</u></p> <p>ア <同左></p> <p>イ <同左></p> <p>ウ 申込者が付与されたIDを前号に定める範囲を超えて不正に利用させるなど、<u>地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約に定める条件に違反する利用を行ったことが判明し、受信料制度を毀損するおそれの程度に鑑みて協会が当該サービスの利用の全部または一部を停止することが適当と認めたとき</u></p> <p>3 <同左></p>
<p><新設></p>	<p><u>(インターネット活用業務についての社会実証)</u></p> <p>第20条の2 <u>協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、期間を限って、放送番組等の提供を伴う社会実証を実施することがある。</u></p> <p>2 <u>社会実証に係る放送番組等の提供については、第13条から第15条までの規定にかかわらず別紙のとおりとする。</u></p>

現 行	変更案
附 則	附 則
<p>(施行期日等)</p> <p>第1条 この基準は、<u>令和3年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和2年1月14日</u>に総務大臣の認可を得た基準(次項において「旧基準」という。)は、<u>令和3年3月31日</u>をもって廃止する。</p> <p>3 <u>旧基準附則第5条</u>に則り、令和2年度のインターネット活用業務を旧基準第17条第1項に定める上限を超えて実施した場合、旧基準附則第5条に定める費用の公表については、<u>なお従前の例による。</u></p>	<p>(施行期日等)</p> <p>第1条 この基準は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和3年1月12日</u>に総務大臣の認可を得た基準は、<u>令和4年3月31日</u>をもって廃止する。</p> <p><削除></p>
<p>(オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み)</p> <p>第3条 <u>令和3年に開催予定のオリンピック・パラリンピック東京大会(以下「大会」という。)</u>にあたっては、日本で開催されるナショナルイベントに関する情報提供に対する視聴者・国民の期待に応えるため、他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ、<u>契約により確保した権利を活用してインターネット活用業務を実施する。</u></p> <p>2 <u>前項に係る業務として、大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供を行うこととし、その具体的な内容については、令和3年度の実施計画において明らかにする。</u></p> <p>3 <u>大会に際しては、第14条第4項に定める提供対象地域において、競技中継番組および関連番組について、第15条第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うことがある。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(第15条の受信契約の範囲)</p> <p>第4条 <略></p>	<p>(第15条の受信契約の範囲)</p> <p>第3条 <同左></p>

現 行	変更案
<p><新設></p>	<p>(機器等の動作検証のための措置)</p> <p>第4条 2号受信料財源業務の実施にあたって、新たな端末機器またはソフトウェアを利用できるようにするには、その動作に係る検証を行うため、期間を3か月以内に限って、当該端末機器またはソフトウェアでは第15条第2項第1号のメッセージを表示しない措置を講ずることがある。</p>

第 20 条の 2 の社会実証に係る放送番組等の提供の実施方法等については、以下のとおりである。

1 社会実証の目的

放送と通信の融合が進み、多様な選択肢が生まれ視聴スタイルが急速に変化する中、協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、主としてテレビを日常的に利用していない者(テレビ受信機を設置していない者を含む)、利用が少ない者に対してインターネットを通じて放送番組等を提供し、協会のインターネット活用業務によるサービスがどのように受容され、またその提供主体である協会の目的・意義がどのように評価されるかを多面的・多角的に検証する。

2 社会実証に係る提供の内容・実施方法

社会実証に係る放送番組等の提供は、次のとおり実施するものとする。

(1) 提供の内容

協会の放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報を組み合わせたサービスを検証内容に沿った範囲で設定し、あらかじめ選定した対象者に対し、期間を限って提供する。提供は複数回にわたって実施することがあり、サービスの内容、対象者および期間は検証内容に即して提供のつど定める。提供にあたり対価は求めない。

(2) 提供の期間

1 回の提供にあたり 1 週間から最大 3 か月程度とする。

(3) 提供の対象者

1 回の提供にあたり最大 3000 人程度とし、検証内容に適した属性の者を選定する(テレビ受信機を設置していない者を含む)。

(4) 検証項目

- ・ 提供するサービスの受容のされ方
- ・ サービスの提供を通じた、情報の多様性、多元性への貢献など公共放送の目的・意義の認知・評価のされ方
- ・ その他

(5) 費用

第 17 条第 1 項から第 3 項の規定に従う。

3 公表

- (1) 社会実証に係る提供の内容および期間等の概要は、当該年度の実施計画に記載する。
- (2) 社会実証に係る提供の日時（期間）、対象人数等のより具体的な内容については、提供ごとに事前に協会のウェブサイトに掲載して公表する。
- (3) 社会実証の結果は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。